

一般社団法人函館公共嘱託登記司法書士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人函館公共嘱託登記司法書士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、官庁・公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）の嘱託を受けてそれらの者が行う登記の嘱託に必要な事務を適正かつ迅速に処理することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条 第1項第1号から第5号までに掲げる事務を行うこと。
- (2) その他協会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第4条 本協会は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

(公告方法)

第5条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の資格)

第6条 本協会の社員は、函館地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人（司法書士法第26条に規定する司法書士法人をいう。以下同じ。）であって、次条の規定により入会手続を行った者をもって構成する。

(入会)

第7条 社員となろうとする者は、規則に定める入会手続きを行うものとする。

2 本協会は、入会を認めないものとするときは、社員となろうとする者に対し、その旨を通知して入会を拒否することができる。ただし、正当な理由がなければ入会を拒むことはできない。

(経費の負担)

第8条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、規則に定める額と方法により入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 社員は、規則に定める退会手続に従い、その年度の終わりに退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときはいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の賛成による決議で除名することができる。ただし、その社員に対し、当該社員総会から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反した行為が重大なものであるとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、本協会の事務を阻害し、若しくは本協会に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき。

(社員の資格喪失)

第11条 前2条のほか、社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第6条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (3) 社員である司法書士法人が解散したとき。
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき。
- (5) 総社員が同意したとき。

(入会金等の不返還)

第12条 社員が退会した場合であっても、既納の入会金、会費は返還しない。

(事務の委任処理)

第13条 本協会は、嘱託を受けた第3条第1号に規定する事務（以下「事件」という。）を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

（1）社員である司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）

（2）社員である司法書士法人

2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）又は司法書士法人に事件を取り扱わせることができる。

3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、第2条に規定する目的に沿うよう規則に定めるものとする。

4 社員である司法書士又は司法書士法人が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。

（1）社員である司法書士 司法書士法第47条第2号に規定する業務の停止の処分

（2）社員である司法書士法人 同法第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分

5 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた司法書士又は司法書士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

第3章 社員総会

（構成員）

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（開催）

第15条 社員総会は、定期社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の承認に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（招集の決定）

第17条 社員総会を招集するときは、その日時、場所、目的その他法令の定める事項を記載しなければならない。

2 理事長は、前条第2項による請求があったときは、その日から3週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から賛成数の多い順に枠に達するまで選任する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第4章 役 員

(役員の種別及び員数)

第22条 本協会に次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 2名以内

2 理事の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければな

らないものとする。

- 3 理事のうち、1名を理事長とする。
- 4 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 5 副理事長1名、常任理事1名を置くことができる。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって選定する。
- 3 副理事長及び常任理事は、理事長が指名する。
- 4 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事長は、会務を総理し、本協会を代表する。

- 2 理事の職務については、規則に定めるものとする。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の退任)

第27条 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該役員は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

- (1) 司法書士である役員について、社員の資格が失われたとき。
- (2) 司法書士法人が社員であることによって役員となつた当該司法書士法人の社員である司法書士について、当該司法書士法人が有していた社員の資格が失われたとき。

(3) 司法書士法人が社員であることによって役員となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、その司法書士の当該司法書士法人の社員の資格が失われたとき。

(理事の解任)

第28条 理事が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の賛成による決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があるとき。

(補欠監事の効力)

第29条 補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第30条 役員に対し、報酬を支給することができる。

- 2 役員に対し、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、規則に定めるものとする。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第31条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 3 顧問及び相談役は、理事長が理事の過半数の一致を得て委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

第6章 財産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第32条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事の過半数の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置

くものとする。

(暫定収支予算)

第33条 定時社員総会において収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の場合においては、収支予算を成立させるため、理事長は速やかに臨時社員総会を招集しなければならない。

3 第1項による収入支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第34条 理事長は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事の過半数の承認を得て、定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 本協会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、事業報告書並びにこれらの附属明細書並びに監査報告を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。また、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第39条 本協会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事の過半数の承認により、理事長が任免する。

第9章 補 則

(保証制度の創設)

第40条 本協会は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があつた場合の履行を確保するため、保証制度を整えるものとする。

(規則等への委任)

第41条 この定款の施行に関し、必要な事項は別に定める。

- 2 規則は総会の決議をもって定める。
- 3 規程は理事の過半数の決定をもって定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は、佐藤龍一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 定款第26条第1項(役員の任期)の一部を次のとおり改正し、平成28年5月28日から施行する。

第26条第1項の規定中、「ただし、理事長の職は、2選を限度とする。」を削除する。